

「L∞P」(ループエイト)会員規約

制定 2025年10月1日

第1条(名称)

当クラブは、「L∞P(ループエイト)」と称します。

第2条(目的)

当クラブは、中・長距離走の厳しさと楽しさを伝え、競技力の向上を目指します。

第3条(入会資格)

当クラブの入会資格は以下のとおりです。(未成年者については保護者の同意が必要)

- (1) 年齢 9 歳以上で、心身ともに健康(健康とは、例えば「感染症に罹患していない」などをいう。)であり、ランニングを行うことにより生命又は身体の危険が生じる恐れのある状況になり、これを当クラブに申告した方。
- (2) 過去、規約第10条により除名通告を受けていない者。
- (3) 暴力団及びその関係者でない方。
- (4) 本規約の定め同意し、これらを遵守できる方。

第4条(入会手続き)

入会希望者は、所定の入会手続きを行い、当クラブが定める入会諸経費(年会費、月会費等)を納入していただきます。

第5条(会員証)

当クラブは、会員に対して会員証の交付などはございません。

第6条(会費)

会費は、年会費(スポーツ傷害保険含む)、月会費とします。会費の金額および支払方法、支払期限等については当クラブが定めるものとします。

第7条(休会)

会員は、ケガ等の諸事情により1ヶ月以上の休会を希望する場合は、前月10日までに休会申請の旨を当クラブまでお申し出ください。

第8条(退会)

- 1 会員はいつでも退会することができます。
- 2 退会の申請は、毎月1日から10日までに所定手続きを当クラブにして頂きます。なお、10日以降に退会申請をした場合は、翌月末をもって退会となります。
- 3 会員資格は、退会申請受領時点を持って喪失するものとします。ただし、当該喪失月内については当クラブが別途定める手続きによりその会員は引き続き同様のサービスを受けることができます。
- 4 退会時に会費の未納があった場合は、退会后においても当該未納分についてご請求する場合があります。

第9条(更新)

更新は、会員の退会の意思表示がない場合、自動更新とします。ただし、退会を希望する者は第8条に記している手続きを行ってください。

第10条(除名)

当クラブは、会員が次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することができます。

- (1) 会員が本規約に違反した場合
- (2) 会費が2ヶ月以上にわたり支払われなかった場合
- (3) 会員が他の会員に著しい損害を与えた場合
- (4) その他当クラブが会員として相応しくないと認めた場合

第11条(会費の不返還)

一旦納入された会費等は、ケガ、病気等のやむをえない理由を除き、一切返還致しません。

第12条(会員資格の喪失)

会員は、所定の手続きのうえ自ら申し出た場合、又は下記各号の何れかに該当した場合は会員資格を喪失します。

- (1) 第3条第1項各号の何れかの事由に該当しないことが明らかになったとき
- (2) 会員が死亡したときにおいては当クラブが会員の死亡を知ったとき
- (3) 当クラブを廃止したとき

第13条(個人情報の取り扱い)

当クラブは、「個人情報の取り扱いについて」に従って会員の個人情報を取り扱うものとし、会員は、当クラブの「個人情報の取り扱いについて」に従って自己の個人情報が取り扱われることに同意するものとします。

第14条(本規約等の変更)

- 1 当クラブは、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
- 2 当クラブは、本規約を変更できるものとします。会員より異議申し立てが無かった場合、会員は本規約の変更同意したものとみなします。

第15条(ホームページ・SNS等への写真の掲載)

- 1 練習中の映像、写真、記事、記録などのテレビ、新聞、雑誌、インターネットなどへの掲載権は当クラブに属します。会員は、掲載権に同意するものとします。
- 2 会員自身及び保護者が練習中撮影をした際に生じた会員等間のトラブルについて、当クラブは一切責任を負いません。

第16条(InBodyでの体成分測定)

- 1 会員は、会員の健康管理及びトレーニング指導のため、当クラブが定める施設で InBody(インボディ)を活用した体成分測定を必ず受けることとします。なお、会員は、測定の際には施設の利用ルール等に従うこととします。
- 2 当クラブは、前項で定める会員の測定数値を、当クラブのトレーニング指導のために活用できることとし、会員は事前にそれを承諾するものとします。